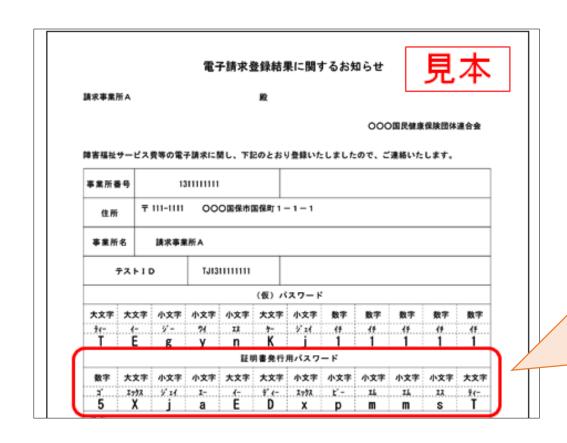
02\_電子証明書について

- 電子証明書をインストールした端末でのみ、請求データの送信 や通知書類の取得ができます。
- 電子証明書の発行申請、インストール方法等は電子請求受付システム操作マニュアル(事業所編)をご確認ください。



※電子証明書の発行申請に係る手数料は、原則障害福祉サービス費等の給付費から相殺されます。

証明書発行用パスワードはこちらです。

国保連合会から事業所開設時に郵送した<u>「電子請求登録結果に関するお知らせ」の保管をお願いし</u>ます。

※証明書発行用パスワードは再発行可能ですが、 有料となります。 • 電子証明書は、3年ごとに更新手続きが必要です(有料)。

インストールされている電子証明書の有効期限が切れている端 末の場合、請求データの送信でエラーとなります。

有効期限までに電子証明書の発行申請を行い、インストールしてご利用ください。

〈電子証明書の発行申請の受付について〉

電子証明書は、発行申請後に国保連合会で登録が完了するとインストールできるようになります。

国保連合会での登録は平日のみ行っていますので、<u>発行申請の</u> タイミングにご注意ください。

※発行申請は有効終了年月日の3ヵ月前から可能です。

・パソコンを移行した場合は、移行後のパソコンにも電子証明書のインストールが必要です。

複数台のパソコンに同一の証明書をインストールしても問題ありませんので、<u>請求データの送信を行うパソコンには必ず証明書</u>をインストールしてください。

## 〈参考〉

電子請求受付システムのFAQで「新しいパソコン」とキーワード検索すると、「新しいパソコンへ切り替える方法がわかりません。」というFAQが検索されます。

別のパソコンへの移行手順が添付されてますので、ご参照ください。

 $XFAQの詳細は、「<math>04_FAQ$ をご活用ください」をご確認ください。